

● 紀の川市家庭的保育事業等の認可について（地域型保育給付）

➤ 経過と課題

認可保育所入所児童数の推移（別添資料 A）

近年、0 歳児から 2 歳児までの保育需要が増

保育所入所率（参考値）

	H21	H26	
0 歳児	4.8%	7.6%	約 12 人に 1 人
1 歳児	26.0%	32.3%	約 3 人に 1 人
2 歳児	39.7%	58.2%	約 3 人に 2 人

「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」

	0 歳児	1・2 歳児	計
H27 予想需要数	70 人	470 人	540 人
H27 現入所児童数 (H27.9.1 時点)	69 人	416 人 (1 歳児 144 人、2 歳児 272 人)	485 人
H27 実定員数 (H27.9.1 時点)	69 人	421 人 (1 歳児 136 人、2 歳児 285 人)	490 人
H27 定員残数 (H27.9.1 時点)	0 人	1 歳児 0 人 、 2 歳児 13 人 (1 歳児は定員オーバー)	

- 需要（児童人口減少、および保育所入所率）はほぼ予想ペース。
- 一方、定員数（H27.9.1 時点）は確保不足（原因は、保育士を障がい児等の加配に配置するため、最低基準どおりに配置できず、当初の予定より定員数が減少）。

→このため、既に 0 歳児・1 歳児の新規受け入れができない状態（待機児童発生中）。

→年度後半には育休復帰等でさらに 1 歳児の保育所入所希望が増加する可能性。

（待機児童状況）（H27.9.1 現在）

0 歳児	4 人	うち、育休延長が可能な者 1 人。希望する保育所の空きがないため待機する者 2 人。
1 歳児	6 人	うち、求職中 3 人。希望する保育所の空きがないため待機する者 3 人。

➤ 対応策

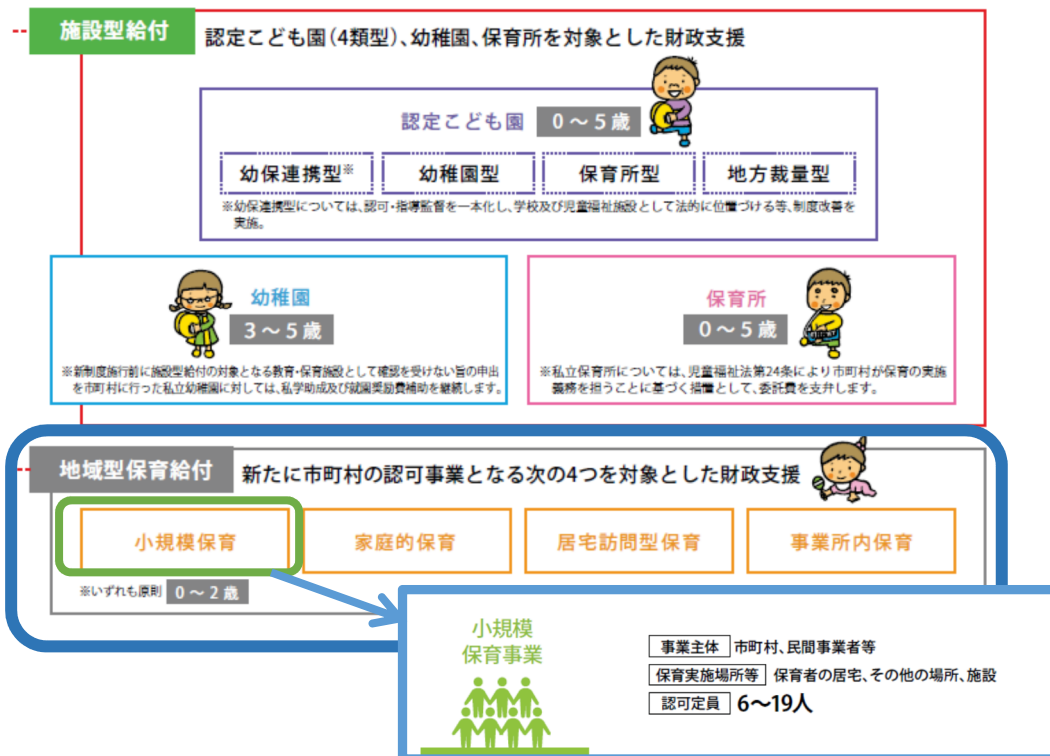
既設の認可保育所での定員増加はこれ以上見込めない（保育士および保育室不足）ため、事業計画に記載のとおり、小規模保育事業（6 人以上 19 人以下）の認可を進める。
なお、現在、保育所や認定こども園等の認可保育施設の新設予定はありません。

「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」（59 ページ）

（教育・保育の確保策の考え方）

見込み量を上回る必要がある場合には、平成 27 年度は（既設）認可保育所での提供量（定員）を増加させ、確保に努める。なお、今後、認可保育所での対応だけで不可能になれば、地域型保育事業等の活用をおこない、さらなる確保に努める。

➤ 小規模保育事業について



事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
小規模 保育事業 	A型	保育所の配置基準＋1名	0・1歳児： 1人当たり3.3㎡ 2歳児： 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3	
	B型	保育所の配置基準＋1名			1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。
	C型	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)			家庭的保育者*2
家庭的 保育事業 	0～2歳児 3：1 (家庭的保育補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者*2 (＋家庭的保育補助者)	0～2歳児： 1人当たり3.3㎡		
事業所内 保育事業 	定員20名以上… 保育所の基準と同様 定員19名以下… 小規模保育事業A型、B型の基準と同様				

➤ 平成 28 年度に向けて認可申請予定の小規模保育施設

◇ **山の子共同保育園**（紀の川市北長田 546 番地）

現在、認可外保育施設として 0 歳児から 5 歳児を受入。

小規模保育 B 型として「0 歳児から 2 歳児の受入」

予定定員→0 歳児 3 人。1・2 歳児 6 人。計 9 人。

◇ **智徳幼稚園**（紀の川市中三谷 17 番地 1）

現在、幼稚園として 2 歳児（満 3 歳児）から 5 歳児を受入。

小規模保育 A 型として「1 歳児から 2 歳児の受入」

予定定員→1・2 歳児 18 人。



◇ 平成 28 年度から 0 歳児、1 歳児、2 歳児の確保量（定員）を増加できる。

◇ 教育・保育施設として長年の実績があり、現状においても教育・保育施設としての役割を担っている。

➤ 認可申請の流れについて

- ① 事前相談
- ② 認可申請（9 月中）
- ③ 申請審査（10 月中を予定）
- ④ 認可（11 月以降を予定）

＊ 給付を受けるための確認申請も同時に行う

➤ 平成 29 年度以降の認可について

平成 29 年度以降も既設認可保育所においての定員増を図りながら、併せて市内幼稚園からの認定こども園への移行（0 歳児から 2 歳児までの定員の増加の可能性あり）状況を勘案し、需要（教育・保育ニーズ）の状況を考慮し、待機児童が発生しないように努める。

そのうえで、新たに認可を行う場合は、すでに教育・保育施設としての役割を担っている幼稚園、認可外保育施設を第一とし、状況により公募等をおこなう。

なお、市内幼稚園が幼稚園もしくは認定こども園として新制度に移行する場合は、提供量が需要を超えていても原則認可することとなっている。